

R3 事業継続支援給付金給付事業

【タクシー事業者等緊急支援型（第2期）】

商工観光部商工振興課

事業費：8,430 千円

(A+B)

事業の背景

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国的に消費や投資活動が著しく減退し、国民生活に多大な影響が見られる中で、本市の状況も例外ではない。このような中、これまでの生活を維持・継続するためには中小企業者等の事業継続が必要不可欠であることから、本市では令和3年2月までに市内中小企業者等を対象に、第1期、第2期の事業継続支援給付金給付事業を実施したところである。
- また、国及び県においても、様々な感染防止対策や景気回復策を講じる中、令和3年3月下旬には首都圏における緊急事態宣言を解除されるなど、感染数が減少する状況も見られたところであったが、再び感染が拡大し、4月下旬には、東京都外3県に緊急事態宣言が発令され、本県においても複数の市町村でクラスターが発生し、5月7日には感染拡大の警戒基準をステージ3に引き上げ、本市を含む県内5市町の飲食店に営業時間短縮の要請を行うこととした。これまでの新型コロナウイルス感染症の長期化により、大きく影響を受けているタクシー事業者及び自動車運転代行業者は、2度目となる飲食店を対象とした営業時間短縮により、更なる影響を受ける。

事業の概要

新型コロナウイルスの感染拡大により、鹿児島県が市内飲食店を対象に要請した営業時間短縮期間を延長したことに伴い、利用者が減少するなど大きな影響を受けるタクシー事業者及び自動車運転代行業者を支援し、安全かつ安定した運行の維持・確保を図るため、給付金を給付する。

- 【対象者】 市内に事業所があるタクシー事業者（福祉輸送事業限定を除く。）及び自動車運転代行業者 28事業者
- 【給付要件】 令和3年5月10日時点において市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。 等
- 【給付金額】 8,400千円 A（負担金補助及び交付金）
- タクシー事業者 1台あたり最大42千円（日額3千円×14日）
- 自動車運転代行業者 1台あたり最大70千円（日額5千円×14日）
- ※1事業者につき、給付金額の上限は1,050千円
- 【申請開始】 令和3年6月中旬予定
- 【事務費】 30千円 B（消耗品費、通信運搬費、手数料）